

所管部課名	市民福祉部 高齢・介護福祉課	担当者	福田 高志					
事務事業名	高齢者クラブ等育成事業							
根拠法令	市民福祉部補助金等交付要綱及び単位高齢者クラブ育成補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成30年度 予算額	7,701 千円	国県支出金 4,024 千円	一般財源 3,677 千円					
			その他 千円					
		目標値	目標年度					
成果指標①	市高齢者クラブ加入者数（60歳以上人口比）	25%（市高連設定値）						
成果指標②								
補助対象者	単位高齢者クラブ							
補助対象経費	高齢者クラブの事業のうち、次の欄の①②③の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料							
補助対象事業・活動の内容	①社会奉仕活動、②高齢者教養講座事業、③健康増進事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	会員数10人以上のクラブを対象とする。 補助金額は、会員数30人～39人の単位高齢者クラブに対する年額51,840円を基本額に、10人減る毎に2,500円を減算し、10人増える毎に2,500円を加算する。なお、上限は会員数80人でこれを超えるクラブは一律64,340円。							
上記項目の積算方法								
補助を受け る3年の事業 （団体）等の 決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	10,909,800	39.0%	10,505,800	36.8%	10,003,405	36.2%
		会費収入	10,159,700	36.3%	9,915,700	34.8%	9,224,500	33.4%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	750,100	2.7%	590,100	2.1%	778,905	2.8%
		市補助金	7,391,560	26.4%	7,272,880	25.5%	7,208,540	26.1%
		雑収入	4,493,977	16.1%	5,052,011	17.7%	5,312,221	19.2%
		（前年度繰越金）	5,173,986	18.5%	5,683,114	19.9%	5,093,645	18.4%
	計	27,969,323	100.0%	28,513,805	100.0%	27,617,811	100.0%	
	支出	事業費	9,224,800	33.0%	8,903,400	31.2%	8,850,540	32.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
		補助対象外事業費	13,061,414	46.7%	14,516,760	50.9%	13,378,891	48.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	5,683,114	20.3%	5,093,645	17.9%	5,388,380	19.5%
計	27,969,328	100.0%	28,513,805	100.0%	27,617,811	100.0%		
支出計/前年度支出計				101.9%		96.9%		
自己資金/前年度自己資金				96.3%		95.2%		
翌年度繰越金/市補助金		76.9%		70.0%		74.7%		
交付件数	134		132		131			
成果指標の推移①	18.7%		18.2%		17.8%			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成27年度「現状のまま継続」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動実績や活動参加者等に応じた補助金のあり方を検討されたい。 ・クラブの自立・活性化を促すような会員数や合併等の見直しを検討されたい。 <p>【前回評価への回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数により補助金を交付している。 ・まずは、会員増強やクラブ新設の促進等を働き掛けたい。 <p>【事業のPR方法】市広報紙により高齢者クラブ加入推進のPRを行っている。</p> <p>【費用対効果】高齢者の自主的な活動を支援する手段は、他にない。</p> <p>【補助事業以外の事業】該当なし</p> <p>【その他】高齢者人口は増加しているが、嗜好の多様化もあって会員数は減少傾向にあることから、新規加入者対策が課題である。</p>							

単位高齢者クラブ育成補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる単位高齢者クラブ育成補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 単位高齢者クラブ育成補助金に係る補助事業等は、単位高齢者クラブの活性化を図り老人の健康増進及び高齢者福祉の増進に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 単位高齢者クラブ育成補助金の額は、次条に定める経費の合計額と鹿児島県老人福祉費補助金交付要綱の補助基準額とを比較して少ない方の額とする。

(補助対象経費)

第4条 単位高齢者クラブ育成補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

(1) 実施事業に要する経費(飲食費を除く。)

- ア 社会奉仕活動事業
- イ 老人教養講座事業
- ウ 健康増進事業

(2) 組織の運営に要する経費(役員報酬及び飲食費を除く。)

(交付の申請)

第5条 単位高齢者クラブ育成補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

2 単位高齢者クラブ育成費補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 役員及び会員名簿

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 単位高齢者クラブ育成補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、薩摩川内市単位高齢者クラブ育成費補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 単位高齢者クラブ育成補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 単位高齢者クラブ育成補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、実施事業の項目、回数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 単位高齢者クラブ育成補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の高齢者福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 単位高齢者クラブ育成補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度 において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

薩摩川内市高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブ助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 市長は、高齢者の健康増進及び高齢者福祉の向上を図るため、予算の定めるところにより高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブに対し補助金を交付するものとし、その交付については、薩摩川内市補助金等基本条例、薩摩川内市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、次の団体を交付の対象とする。

(1) 高齢者クラブ連合会

(2) 単位高齢者クラブ

会員数10人以上のクラブであって高齢者クラブ連合会に加入しているクラブ

(補助対象経費及び補助金額等)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次表のとおりとする。

補助対象	補助対象経費	補助金額
高齢者クラブ連合会	高齢者クラブ連合会等事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	予算の範囲内で定める
単位高齢者クラブ	高齢者クラブ等事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	別表第1のとおり

(補助金の交付申請)

第4条 規則第5条に定める補助金等交付申請書及び添付書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 当該年度の年度開始月から起算して6ヶ月を超えない月までに、新たに第2条第1項第2号の規定を満たす単位高齢者クラブは、この要領の規定による補助金を申請することが出来る。

(決定の通知)

第5条 規則で定める補助金等の交付決定通知は、補助金等交付決定通知書により行うものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブは規則第15条に定める補助金等実績報告書及び添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年1月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

単位高齢者クラブ会員数	補助金額
10～19人	46,840円
20～29人	49,340円
30～39人	51,840円
40～49人	54,340円
50～59人	56,840円
60～69人	59,340円
70～79人	61,840円
80人以上	64,340円

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位:円】

	団体名	収入		計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金 その他		事業費	人件費	その他		
1	高齢者クラブ(131団体)	7,208,540	1,161,222	8,369,762	7,208,540			8,369,762	
2				0				0	
3				0				0	
4				0				0	
5				0				0	
6				0				0	
7				0				0	
8				0				0	
9				0				0	
合計		7,208,540	1,161,222	8,369,762	7,208,540	0	0	8,369,762	